

富山市入札公告第 28 号

次のとおり建設工事の条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により、公告する。なお、この公告に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、建設工事の条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項について（平成 23 年富山市入札公告第 130 号）による。

平成 29 年 4 月 10 日

富山市長 森 雅 志

工 事 名	岩瀬中学校校舎改築に伴う建築工事	
工 事 場 所	富山市蓮町四丁目地内	
工事完成期限	平成 29 年 10 月 13 日	
工 事 概 要	西側渡り廊下鉄骨造平屋建て解体工事 延床面積 約 50 m <sup>2</sup> 中渡り廊下鉄筋コンクリート造 3 階建て解体工事 延床面積 約 160 m <sup>2</sup> 倉庫・物置軽量鉄骨造平屋建て改築工事 延床面積 約 60 m <sup>2</sup> ・約 6 m <sup>2</sup> その他外構工事	
予 定 価 格	77,560,000 円 (消費税及び地方消費税額を含まない。)	
審 査 基 準 日	入札参加資格の審査は、平成 29 年 4 月 21 日現在の事実をもって行うものとする。	
入 札 参 加 資 格	地 域	主たる営業所が富山市の区域内にあること。
	業 種	建築
	総合点数等	入札参加資格決定通知書で通知された建築工事の総合点数が 945 点以上であること。
	施工実績	平成 14 年 4 月 1 日以降に官公庁等発注の建築一式工事の元請として、この工事の予定価格の 3 割以上の金

	<p>額の施工実績があること。</p>
配置技術者	<p>1 1級建築士又は1級建築施工管理技士と同等の資格を有する者（以下「1級建築士等」という。）を配置できること。ただし、契約金額が7,000万円以上となる場合は、専任で配置することとし、その配置技術者は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に規定する営業所ごとに専任で配置する技術者（以下「営業所専任技術者」といい、当該工事の業種以外の業種の営業所専任技術者を含む。）でないこと。</p> <p>2 6,000万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者をいう。）の資格を有する者を専任で配置することとし、その配置技術者は、営業所専任技術者でないこと。</p> <p>3 契約時において、1の前段の配置技術者は他の工事の専任技術者でないこととし、また、1のただし書及び2に規定する配置技術者は他の工事に配置されている者でないこと。ただし、1の規定による配置技術者が平成26年2月3日付け国土建第272号「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」により、建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いの適用（以下「専任等の当面の取扱いの適用」という。）を受けられる場合は、この限りでない。</p>
調査基準 価格を下 回る価格 で契約を	<p>1 契約金額が7,000万円未満の場合</p> <p>1級建築士等を専任で配置することとし、その配置技術者は営業所専任技術者でないこと。なお、専任等の当面の取扱いの適用については認めない。</p>

締結する場合の配置技術者	<p>2 契約金額が7,000万円以上の場合</p> <p>1級建築士等を専任で2名配置することとし、いずれの配置技術者も、営業所専任技術者でないこと。なお、専任等の当面の取扱いの適用については認めない。</p>
その他	<p>1 6,000万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、建築一式工事についての特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>2 岩瀬中学校校舎改築に伴う設備工事の入札の落札者は、この入札の落札者となることができない。</p>
入札及び契約を担当する課	富山市財務部契約課
契約条項等の閲覧期間	平成29年4月10日から同年4月21日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)
設計図書に対する質問期間	平成29年4月10日から同月17日まで
質問に対する回答期限	平成29年4月19日
入札の方法	富山市電子入札システムによる電子入札
入札書の受付締切日時	平成29年4月21日午後5時00分
開札日時及び場所	平成29年4月25日午前9時30分から 富山市役所東館4階入札室
調査基準価格	有(失格基準を適用する。)
工事代金支払条件	前金払 有 部分払 有